

大友宗麟伝雜考

久多羅木儀一郎

目次

- 一、誕生日
- 二、幼名と別号
- 三、大友二階崩の主要人物
- 四、政道条目に就て
- 五、弘治の府内騒乱
- 六、賢才の招聘
- 七、逝去

一、誕生日

大友系図や諸記録によると、大友宗麟は享禄三年（一五三〇）に生れたとある。これは天正十五年（一五八七）五十八才で歿したことから逆算しても、正しいわけである。而してその誕生日については『大友家文書錄』に、享禄三年の右旁に正月三日と書き込んである。また元禄十二年に成る『豊府聞書』には、大永七年丁亥（一五二七）正月三日生るとあり、生れ年は誤っているが、誕生日は前者と一致している。しかばこの誕生日は、確実なものとして信じてよいであろうか。

按するに大友二十二代の中で、系図や記録に誕生日の記載されているのは、宗麟の外においては、初代能直と二十二代義統

のただ二代だけのようである。すなわち能直は承安二年正月三日、義統は永祿元年閏六月十八日である。これを見て直ちに目につくのは、宗麟と能直の誕辰が全く同日であることである。能直の誕生日は『大友志賀系図』、『大友木付氏系図』および『豊府聞書』に記載されているのであるが、大抵の大友系図には単に生れ年だけ記されているに過ぎない。これは何も能直に限つたことではなく、この例の方が普通であつて、誕辰の記入あるのは、寧ろ例外的であり、特殊であると見られるのである。

こういうことからして私は、能直と宗麟の誕辰が同日であることは、偶然の一一致ではなくして、少し意地悪い見方であるが宗麟の誕辰は、如何にも縁起よく聞ゆる初代能直の誕辰正月三日に、或はあやかつたものではあるまいかと思うのである。殊に『大友文書錄』にある正月三日の旁書は、本文と墨色を異にし、後に補記されたのではなかろうかと、思われる点あるに於ておやである。

因みに宗麟と生年を同じうするものに、越後の上杉謙信、織田家の宿将柴田勝家、安芸の吉川元春等がある。寅の年生れといふ所に、性格上一脈共通するものあつてか、何れも豪胆にして向う意地が強かつたように見受けられる。

二、幼名と別号

宗麟は幼名を塩法師丸といい、ついで五郎、義鎮（よしげ）、新太郎、左衛門督と称した。今これを『大友史料』（第三輯）に就て検討すると、左の如きを見るのである。

△塩法師丸…………十才まで

天文八年十一月十才のとき、塩法師丸は元服して五郎と号し、將軍足利義晴に諱を請うた（五頁）。

△五郎義鎮…………十一才より

天文九年二月三日、將軍義晴より義の偏諱を賜わり、六月義鎮と称した（一〇頁）。六月二十五日義鎮の名、文書に初見

(一一頁)。また五郎の名は天文二十三年(二十五才)十月二十日附文書を終見とする(七九頁)。

△新太郎…………二十五才の十月より三十一才の三月まで

天文二十三年の冬、瑞夢により五郎の名を新太郎と改め、十一月五日將軍より認証された(八一頁)。而して新太郎の名は永祿三年(三十一才)三月十六日附文書を終見とする(一三六頁)。

△左衛門督…………三十一才の三月十六日任官

永祿三年三月十六日、將軍足利義輝の執奏により、朝廷より左衛門督に任官された(一三八頁)。

かくて左衛門督義鎮は、永祿五年(三十三才)五月朔日、府内から白杵の丹生島城に移居し、入道して宗麟と号した(史料綜覽)。その後、宗麟のほか三玄齋、三玄、三非齋、休庵、円齋、府蘭、宗滴、天徳寺左衛門入道、休庵宗滴などとも号した。これら多くの別号からしても、その趣味性に富んだことが推察されるのである。

△宗麟…………三十三才の五月朔日より

宗麟署名の文書でハツキリしているのは、永祿五年九月二十一日附のものを初見とし(大友史料一の三〇七頁)、次は同年九月二十三日肥後の正觀寺文書に見えている。

△三玄齋…………四十才に所見

永祿十二年正月十三日、久我宗入(晴通)より三玄齋宛の文書がある(大日本史料第十編一の七九六頁)。また年次未詳のものは、八月二十五日附および十一月十一日附、三玄齋より田村三河入道宗切宛の二通がある(大友史料一の三三四頁、三三五頁)。

△円齋…………五十才に所見

天正七年(五十才)二月一日附、円齋と署名のものが『入江文書』にあるが、これが初見のようである(同一の二九頁)。

△休庵…………五十才に所見

天正七年五月二十七日附、宗麟の子義統の文書に休庵様とある(大友史料二の三四頁)。また天正十四年十一月二十日附、豊

臣秀吉の文書にも休庵としてある（同二の二八四頁）。

△府蘭……五十二才に所見

宗麟は天正六年七月十五日（一五七八年八月廿八日木曜日）四十九才のとき、臼杵において伴天連カブラルより洗礼を受け、靈名をフランシスコと称した。宗麟はこの靈名を漢字で普蘭師司怙、あるいは不龍獅子虎と書き、略して府蘭と号した。文書では天正九年（五十二才）十月十一日、堤安芸守鎮方宛のものにこの署名を見る（同二の二三五頁）。

大友宗麟

筆者旧作

天主堂聞聖樂声。 学林病院以優鳴。
府中殷賑冠西国。 輝不龍獅子虎名。

三、大友二階崩の主要人物

義鎮は天文十九年（一五五〇）二月十二日、父義鑑の横死により家督を継いだのであるが、この義鑑の横死事件を大友二階崩れと呼ばれている。その大略は次の如くである。

△二階崩の顛末

大友義鑑には三人の子息があつた。嫡男は五郎（義鎮）、次男は八郎（後の内義長）、三男は塙市丸といつた。塙市丸は側室の所生であつた。側室は塙市丸を世嗣にしたいと、ひそかに入田丹後守に頼み、義鑑の心をよろめかせるようにした。天文十九年二月十日、義鑑は斎藤播磨守、小佐井大和守、津久見美作守、田口藏人佐を招いて、五郎を廃し塙市丸を家督にすることを告げた。四人の者は同意せずして退いた。義鑑は怒つて斎藤と小佐井を誅した。そこで津久見、田口は謀叛して、大友屋形の裏門から駆け入り、二階の間に至つて、津久見は塙市丸を害し、田口は義鑑の側室を害し、なお息女一人、侍女数輩をも害して、桐の間に切つて出た。義鑑は刀を抜いで立向い、津久見打合つて義鑑を傷けた。しかし近習の輩が津久見、田口を討

止めた。義鑑は深手を負い、翌々日の十二日遺言状に袖判して逝去した。これを大友二階崩れと呼ばれているが、近代的にいえば府内の二、一〇事件である。時に義鎮は湯治の為め浜脇に在つたが、府内の騒動を聞き、驚いて立石（南立石）の別館に入つた。そして戸次鑑連、斎藤鎮実等に入田の追討を命じた。やがて佐伯惟教が兵を率いて迎えに来たので、惟教を先駆として二十日府内に帰館し、亡父の遺言状を承けて家督を相続した。時に年二十一であつた。

以上の筋は大友家文書錄の所掲に従うものであるが、大友興廢記によると、義鑑は五郎の粗暴なるを憂い、入田親眞という文武兼備にして忠節なる者をして、五郎を諫めさせていた。しかし五郎はその諫めを用いず、却つて津久見、田口、斎藤、小佐井等の佞臣を寵愛した。これにより義鑑と五郎の間柄は少しも改善されず、却つて義鑑は四人の者が悪逆を企てていると聞込むようになつた。よつて義鑑は先ず斎藤、小佐井の二人を誅したことから、前述の如き騒動になつたとある。だから興廢記には、津久見、田口を謀叛人と断じ、田口は入田親眞の部下馬場治部介が討取つたとある。

かくの如くであつて、二階崩の原因については、だいたい兩様の説がある訳である。すなわち初めに挙げた廢嫡立庶説は、九州記、九州治乱記、大友記、筑豊乱記、両豊記、井樓纂聞等に記されているもので、後説は大友興廢記の記載である。そしてこれらの諸書には、二階崩の争乱状況も、なお巨細に記されているのである。

しかし二階崩の真相については、これを解明することなか／＼おおごとである。ただ結論としては『史料綜覽』(九)に、「大友義鑑、嗣子義鎮ヲ廢シ、其弟八郎ヲ立テントスルニヨリ、家臣津久見美作守、田口新藏人等ノ為ニ傷ケラレ、明日卒ス。」とあるのが通説のようである。今ここには古文書について、主として双方の主要人物を少しく検討して見る。

△二階崩に関する古文書

二階崩のとき大友屋形に在つて義鑑のために防戦し負傷した者の中に、左記の人々がある。

〔大友家文書錄〕 大友史料一の三二頁

今度津久見美作守、田口新藏人、慮外之企無是非候。其砌懸付遂防戦、數ヶ所被疵之由、忠儀寔無比類候。於其場別而粉

骨之条、必追而一段可賀申候。恐々謹言。

二月十五日

義 鎮 在判

田 北 左 近 將 監 殿

〔田原庸平氏文書〕 統大友史料一の一九三頁

今度津久見美作守、田口新藏人慮外之企無是非候。其砌懸合遂防戰、數ヶ所被疵之由、忠儀寔無比類候。於其場別而粉骨之条、必追而一段可賀候。恐々謹言。

二月十五日

義 鎮 (花押)

田 原 近 (親賢) 江 守 殿

河 野 伝 兵 (鑑世) 衛 尉 殿

△河野伝兵衛尉は城内文書にある五月九日附のものに（統大友史料二の一三二頁）、河野伝兵衛入道舜宴とある人であろう。
〔殖田文書〕 統大友史料二の四五頁

今度津久見美作守、田口新藏人慮外之企無是非候。其砌懸合遂防戰、數ヶ所被疵由、忠儀寔無比類候。於其場別而粉骨之条、必追而一段可賀申候。恐々謹言。

二月十五日

義 鎮 (花押)

殖 田 少 輔 殿

以上の中で田北左近將監は、興廢記に田北將監、九州記と兩豊記に城後左近、筑豊亂記に城後左近大夫と出ているが、その他の田原親賢、河野鑑世、殖田少輔等は、諸書に殆ど載つていないのである。

△入田丹後守の末路

義鑑側の代表人物たる入田丹後守は、大友記および阿南系図には諱を親誠とし、大友興廢記、兩豊記、井樓纂聞は親真とし、

入田系図（続大友史料四の二七頁）には親実とある。誠も眞も実も、みなマコトであるから、結局同一人でチカザホといつたのであろう。さて阿南系図によると、二階崩によつて親誠の府内を退去するとき、阿南惟盈はこれに従隨していたが、忠勤を励んで遂に討死したとある。また大友家文書錄によると、親眞はその子と共に府内を去り、己れの居城たる直入郡の梅牟礼城に拠つたので、義鎮は戸次鑑連、斎藤鎮実、託磨鑑秀、原鎮忠等をして攻めさせた。親眞は戦わずして逃れ、肥後の阿蘇に赴いて岳父たる阿蘇惟豊に頼つた。しかし惟豊は却つて怒り、親眞を殺して首を府内に送つた（大友史料一の三五頁）。義鎮はこれを梶したとある。

入田系図によると親実は居城の直入郡入田城に入つて死守した。そこで大友家より使を遣わして、親実が自殺するなら罪を赦免すると告げ、これにより親実は自盡し、弟の右衛門大夫親宗がその首を刎ね、家臣甲斐弥次郎は殉死した。ここにおいて大友方の討手は退去したとある（続大友史料四の二七頁）。豊後国志には、義鎮は日田玖珠の武士をして、親眞をその居城入田郷矢原村の津賀牟礼城に討たせた。親眞は敗れて支塞の小松尾山に走り、ここで自殺したとある。阿南系図にはこのとき阿南惟英（惟盈の子）討死、行年三十六とある。

△古文書より見た入田丹後守

しかしながら入田丹後守は、古文書にあらわれている所では、入田郷で自害しておらず、その子と共に肥後の阿蘇惟豊のもとへ赴いている。なお阿蘇へ至る以前、一旦岡城の志賀民部太輔親守、同安房守親度父子のところへ身を寄せようとしたのではあるまいかと思われる節がある。しかし志賀父子は大友に対し順儀の思案から、体よくこれを断つたので、義鎮は二月二十一日左の如き破格な感状兼起請文を出したものかと想像するのである。

〔志賀文書〕
〔志賀文書〕
大友史料一の三四頁
大友史料四の三八頁

今度慮外之儀無是非候。然者別而可被顯心底之由候。乍勿論順儀之思案祝着候。弥忠儀憑存候。對其方永々不可有等閑

之段、以宝印裏申候。若此旨偽候者、

梵天帝釈四大天王、惣而日本國中大小神祇、別而由原八幡大菩薩、松坂、若宮兩八幡大菩薩、祇園牛頭天王、閻六所権現天滿大自在天神、御罰可寵蒙者也。仍起請文如件。

天文十九年二月廿一日

義 鎮（花押）

志賀民部太輔殿

志賀安房守殿

やがて入田父子は阿蘇に至つたものと見られ、三月八日義鎮より肥後の北里加賀守兼義に送つた書中に、入田父子の阿蘇南郷に逃げたことを記してある。そこで義鎮は阿蘇惟豊に対して、入田父子の処分方を促していることが、次の文書によつて知られるのである。

〔相良文書〕

就今度爰元不慮之儀、先日頓示給、從是も申候ツ。然者入田親子落所閉目之事、惟豊申談最中候。定而一途可有之候。仍義武至隈本渡海候。田島伊勢入道、鹿子木三河守馳走之由候。無是非次第候。方々諸口相調可加退治外無別儀候。此節對義鎮別而御入魂、可為累年之首尾候。真光寺在国之条、每事可申談候。尚年寄共可申候。恐々謹言。

三月廿三日

義 鎮

相 良 殿
（晴広）

時に肥後には菊池義武（大友義鑑の弟）が旧領回復の為め討入つていたが、この義武から四月八日附相良晴広に宛てた書状に「於矢部」入田進退拵之事、就其聞示給候。從是も一昨日用内状候。定而可レ有到来候。隨而豊府重而錯乱必定之由、従ニ所々一注進候。時宜難測候。（下略）どあり、結局丹後守は四月四日益城郡矢部において自害したと見られるのである。しかし丹後守の子は義鎮から赦免されたという。

ところで入田親誠というを古文書について物色すると、相良文書にある七月十日附大友義鑑の使僧真光寺盛寿より、西勘解由允に宛てた書中に見え、また親誠自署の文書も相良文書に卯月二十四日附のもの、および佐藤金夫文書（大分県史料一三の一三四頁）に二月二十七日附と、九月二十四日附のものがある。しかし親誠が丹後守と称したかどうかは、これらの文書では未だキメ手がない。反対に入田丹後守と称したものは、杵原文書にある享禄三年十一月十二日附大友家奉行人連署状にある入田丹後守（親廉）とあるを初めとし（大友県史料九の二二六頁）同書天文五年七月三日附のもの（同二三一頁）、つづいて相良文書にある七月十六日附（天文八年と推定）大友家老中連署状に、田北大和守親景、山下和泉守長就、臼杵三郎右衛門尉鑑統、齋藤兵部少輔長実、雄城若狭守治景、入田丹後守親廉とあり、また天文十三年九月六日附の同連署状にも、入田丹後守親廉、齋藤播磨守長実、雄城若狭守治景、山下和泉守長就、臼杵安房守鑑統とある。さらに大分県史料（一三）にある大野郡久保文書天文十六年閏七月二十六日附連署状（一七五頁）にも、雄城若狭守治景、齋藤播磨守長実、山下和泉守長就、入田丹後守親廉とあり、そのほか上津八幡文書九月七日附のもの（六九頁）、直入郡田尻文書九月廿六日附のもの（三三九頁）等にも見えている。なお続大友史料五の四三頁に、「到明寺殿様（義鑑）代、入田丹後守と候つる着列、いかほども見申候。」と見え、これは文禄三年六月頃より、慶長四年閏三月頃までの間に、大友義統の近習が記したものといわれているが、丹後守の注に親廉としてある。かくの如く享禄三年（一五三〇）から天文十六年（一五四七）にかけての文書に所見し、さらに義統の伝承する記憶にも丹後守親廉とある以上は、二、一〇事件の丹後守は親誠か親廉か、すなわち別人か、或は親廉が天文十九年当時は親誠といつていたのか、この点がどうも明かでない。

△義鎮側の主要人物

次に二階崩における義鎮側の主要人物は、齋藤播磨守、小佐井大和守、津久見美作守、田口新藏人の四人であるが、この中で齋藤播磨守は入田丹後守考証のところに引用した大友家老中連署状に見え、実名を長実といい、入田丹後守親廉と時を同じうして大友家の老中であつた人である。二階崩により落命したので、義鎮は事件直後の三月十五日その子兵部少輔鎮実に父の跡

を相続させた（天友史料一の三五頁）。そして鎮実は翌二十二年閏正月四日附の文書（同六四頁）によると、今の北海部郡丹生辺にいたようである。さらに『田原庸平氏文書』に、天正六年三月十一日附、宗麟より田北大和守ほか五人に宛てた書状（続大友史料一の九五頁）中に、齋藤播磨守とあるにより、兵部少輔は後に父と同じく播磨守と称したようである。

小佐井大和守は大分県史料四の五六九頁にある宇佐の永弘文書および同一三の二九〇頁にある玖珠の野上文書明応五年六年の大友家奉行人連署状の中に、小佐井大和守堅永と出ている人の系統と思われる。臼杵小鑑にある永正十年（一五一三）九月二十八日附屋山村八社明神の神田検地帳に、奉行小佐井新左衛門尉長永はあるは、堅永の子であろうか。大友史料（二）には義鎮から小佐井新左衛門尉に宛てた三月二日附（二五五頁）および三月十三日附（二八〇頁）の所領預置状があるから、長永が後に大和守と称し、その子が義鎮から知行状を授つた新左衛門尉であろうか。

津久見美作守も未だわかり兼ねている。義鑑時代の津久見氏としては、柞原文書享禄三年十一月十一日附大友氏奉行人連署状に、津久見備中守常清がある（大分県史料六の二二六頁）。また津久見の藥師寺文書に、津久見左馬助（大分県史料一二の三四一頁）と伯耆守（同二四四頁）とが見えている。左馬助は相良文書にある相良氏より大友方への進物の控の中に、「津久見左馬助殿へ漆百筒」と見え、諱を常清と注してある。この常清が後に備中守となつたが、しかし美作守といつたのは誰か未詳である。

さらに二階崩に関与した田口氏は、藏人佐、玄蕃允ともあるが、古文書には新藏人とある。この田口新藏人は田口系図には藏人とし、天文十九年二月十二日討死、その子玄蕃亮は田口姓を憚り、母方の姓をとつて鶴原と称したとある（臼杵史談四五号）。こういう訳からか、田口氏のことは古文書に余り見かけないようである。

おわりに以上双方の重要な人物を地区的に区別するときは、入田はいわゆる南郡衆（大野、直入）の頭目であり、齋藤、津久見、小佐井、ならびに田口は、今の北海部郡内に本貫を有し、或は縁故ある諸氏のようである。而してこれらの関係人物は、それぞれ信賞必罰を加えられたが、宗麟が弘治以後主として臼杵に、ついで津久見に居るようになつたことや、天正十四年島津軍の豊後侵入のとき、南郡衆の大部分が島津方に内心したことは、その遠因あるいは二階崩のときの処分に一部胚胎すること

ろなしとせぬだらうか。

四、政道条目

義鎮は父義鑑の遠行以来三年間は、万事先規の節目を執行したが、天文二十一年（一五五二）三月朔日、古法に新政を加えて政道条々十九カ条を定めたといわれている。これは大友興廢記に記載するところで、その全文も掲げてある。そして興廢記の著者（杉谷宗重）は、「予つらつら国家の興亡を見るに、賞罰を正し賢佞を進退するときは、その国興る」という意味のことを、条々のまえがきにしてある。

ところで政道条目の内容を見ると、貞永元年（一二三二）八月十日鎌倉幕府の定めた御成敗式目や、建武三年（一三三六）十一月七日足利尊氏の定めた建武式目、および慶長二十年（一六一五）七月七日江戸幕府の定めた武家諸法度の中の条文と、殆んど同一なものがある。試みにそれを対照して見ると左の如くである。

政道条目

「政道」の語は『建武式目』の前書中に「政道事」と出ている。

一、國中神社仏閣少破之時、其所之代官或領主江兼而訟、可令加修理。並祭礼等不可濫於古法事。

二、文武之道、可相嗜事。（下略）
小破之時且加修理（下略）

『御成敗式目』の第一項に、「可修理神社專祭祀事。（中略）
『武家諸法度』の第一項に、「文武弓馬之道、專可相嗜事。
(中略)弓馬者是武家之要枢也。（下略）」

『建武式目』の第一項に、「可被行僕約事。（中略）富者弥誇之、貧者耻不及。俗之凋弊無甚於此。尤可有嚴制乎。」

『武家諸法度』の第十二項に、「諸國諸侍可被用僕約事。富

七、諸侍可被用僕約事。富者弥誇、貧者耻不及。是國家之凋弊無甚於是。所令嚴制也。

九、可制群飲佚遊事。所載嚴制殊重。耽好色。業博奕。是亡國之基也。

十、國人之外。不可交座他國之者事。凡國其風異。或以自國之密事告他國。或以他國之密事告自國。亡國之亂萌也。

十一、於隣國不可結徒黨事。人皆在黨。又少達者。是以或失君臣之義。或失祖先遺跡。而成其身之寇也。不可不敬矣。

十二、於他國不可締婚姻事。多以緣成黨。是反逆本也。

者誇、貧者耻不及。俗之凋弊無甚於此。所令嚴制也。『建武式目』の第二項に、「可被制群飲佚遊事。如格条者、嚴制殊重。剩好女之色、及博奕之業（中略）其費難勝計者乎。」『武家諸法度』の第二項に、「可制群飲佚遊事。令条所載、嚴制殊重。耽好色、業博奕、是亡國之基也」

『武家諸法度』の第五項に、「自今以後國人之外、不可交置他國者事。凡因國其風是異。或以自國之密事告他國、或以他國之密事告自國。佞媚之萌也。」

『武家諸法度』の第七項に、「於隣国企新儀、結徒黨者有之者、早可致言上事。人皆有黨。亦少達者。是以或不順君父、乍違于隣里。不守旧制。何企新儀乎。」

『武家諸法度』の第八項に、「私不可締婚姻事。（中略）以緣成黨。是姦謀之本也。」

『武家諸法度』の第十三項に、「國主可撰政務之器用事。

（中略）國有善人、則其國亦殷。國無善人其國必亡。是先哲之明誠也。」

御成敗式目や建武式目は、政道条々制定のとき参考にし、その一部を採用したものと見てよいが、江戸幕府の武家諸法度と共通のものが七条に及ぶことは、単に年代的に見るとときは、武家諸法度が政道条々を参考にし、その一部を採択したようになる。こうなると大友の政道条目は大したものとなる訳であるが、しかしながら大友興廢記は、寛永十二年（一六三五）五月杉

谷宗重の編集するところであり、そして条目を掲ぐる前ににおいて、さきに所記の如きまえがきを特に著者が題していることからすると、政道条々は或は杉谷宗重が武家諸法度等を参考として、創作したものではあるまいかとの疑さえ起るのである。さらにこれから類推して、興廢記にある天文十九年三月、すなわち二階崩の直後、大友家六老中連判の諫状の如きも、やたらに支那古典より故事を引くところ多き点などから見て、これまた宗重の創作ではないかとの気がするのである。

五、弘治の府内騒乱

一五五六年（弘治二年）七月初めに、印度の管区長メルシオール・ヌネス（メストレ・ベルンオール）等の一行が府内に到着したが、当時府内では内乱がやつと鎮つた直後であつた。すなわちヌネスが到着する十五日前に、義鎮は叛謀を企てた部将十三人の家を焼き、その一族を滅したとトルレスの書翰（一五五七年十一月七日附）にある。さらにルイス・フロイスの日本史にも、これについて大要次のよう記してある。

府内着港十五日前に、Fojodono（北条殿）とTapuedadono（武田殿）という有力な家柄の間に争闘が起つた。北条殿の側では十三人の貴人と、その家人親族従臣が死し、武田殿の側でも多くの人が殺された。これよりさき義鎮は府内を去つて臼杵の城に移転した。こゝは府内を距る七哩、三方海に囲まれ、且つ岩石の上に建てられた堅固の新城である。（フロイス日本史九九頁）

以上のこととは拙著『府内キリシタン史』（三〇頁）に引載してあるが、争闘した両者の氏族を、大友配下の氏族名から見て、武田を田北と置換えたのは先ず不可ないとして、一方の豊饒はブニヨウと訓むのに、北条と宛ててあるに捉われて、ホウジヨウとして置換えたのは、甚だ軽卒であつたと後悔した。しかしながら北条に置換えるべき他の氏族名は、全く暗中模索の状態である。ところがたまたま『大分県史料』（11）を繰つているとき、速見諸家文書中において左の一通（二一五頁）を見出すに及び、北条は本庄と置換るべきを思いついたのである。

〔工藤弘文書〕

今度小原遠江入道、本庄新左衛門尉、中村新兵衛尉以下申組、可レ妨ニ國家ニ之企顛然之条、被レ加ニ成敗ニ候之砌、佐伯惟教右之悪党連々以三申合首尾ニ國退之条、稠敷被レ成ニ其閉目ニ候之処、惟教行方必其境落行之段申候。此節以ニ御入魂ニ佐伯事不レ拔レ足様有ニ御才党ニ被ニ討留ニ、預ニ御注進ニ候者、別而可レ被レ遂ニ御礼ニ之由候。猶彼者申含候。恐惶謹言。

五月廿日

(雄城) 景(花押)
(田北) 鑑生(花押)
(吉岡) 長増(花押)
(臼杵) 鑑続(花押)
(志賀) 親守(花押)

三 庄 殿

人々御中

而してこの文書の内容は、井楼纂聞（巻之二）に「弘治二年九月、小原、本荘、乱ヲ作シ、本荘氏ヲ保トス。豊侯（義鎮）諸將ヲ遣シ之ヲ討ツ。公（立花鑑連）馳セ至リ、衆ヲ麾キ牆ヲ踰テ入ル。由布惟信、高野玄蕃、足達左京先ヅ登ル。城兵争テ之ヲ擊ツ。三人力戦シ創ヲ被ル。外兵ノ門ヲ破リテ入ルニ会シ、本荘等ヲ斬ル。余党悉ク平グ。」（原漢文）と照應するものであり、さらにまた大友家文書錄に、「弘治二年、佐伯惟教、義鎮ヲ恨ムノ事アリ。男惟真等ノ氏族家人ヲ率イ、梅牟礼城ヲ去リ伊予国ニ退住ス。（原漢文）」とあるにも呼応するのである。殊に前掲文書の日附の五月二十日を、一五五六年の陽曆に推歩すると七月七日に当り、恰もヌネス一行が府内に到着したことになるのである。

さて叛逆した小原遠江入道は、二階崩のとき大友義鑑の遺言状に副署している五人の中の一人で、その頃は四郎左衛門尉鑑元といつていたが（大友史料一の三一頁）、天文二十一年三月以降は遠江入道と称し、大友家の六老中に入つていた（大友史料一の五四頁五六頁）。そして入道してからは宗惟と号していた（大分県史料一の四五頁、七一頁）。しかし天文二十二年正月当時は六老中より離れ、その他の五人が老中に留つている（大友史料の六三頁）。これは元来が肥後の人にあるため、老中から肥後玉名郡蘿城の城代に補せられたようである。このことは肥後古城考の所記から推測するのであるが、さらに同書によると、同城代であつたとき「宗意叛逆の由聞えければ、永禄元年五月二日、大友より肥筑両国的小給人（中略）等に、手勢を合せて三千余騎を遣し、小原を責む。同三日、寄手町小路を焼払ひ矢合して、翌四日、本城を責む。（中略）小原不叶、主従一所に討死す。宗意行年四十三歳也。」とある。年号は違つているが、月は大体工藤文書に合つてゐる。なお大友興廢記（四）にも「小原鑑元御誅罰之事」として出でている。

本庄新左衛門尉は、大友文書錄にある天文十九年卯月六日義鑑より靈山寺寒相坊宛の書状（大友史料一の三九頁）中に所見しているが、委しいことは未だ分り兼ねてゐる。ただしかし後記する如く、本庄家は肥後の菊池系統の氏族であつた。

次の中村新兵衛尉は、中村系図によると肥後の菊池武運の裔で、実名を鎮信といふ。彈正忠鑑永の三男に生れ、後に兵部少輔といつた。鎮信の嫡男惣左衛門、二男助兵衛の二人は、共に高田の下徳丸（鶴崎市之内）に住したとある。（続編年大友史料四の一五四頁）なお中村新兵衛尉のことは、「大友家年中作法日記」（文禄四年十月大友宗嚴手記）の中に、「三月三日（中略）府内にて高田庄住吉へ夫婦共年々行候て磯遊也。從_レ彼庄_二棧敷振舞調申候。彼方角へ領地候て、中村新兵衛尉も松原西のはづれに茶屋たて申、馳走申候ツ。」（続大友史料五の一八九頁）とある。高田庄住吉というは、今の大分市高松にある原村の東北方につたが、慶長元年七月九日の大津波によつて、その部落は流失した（原村旧記）。因みに一五八五年八月二十日附、伴天連ルイス・フロイスの書翰に、住吉では二十人の受洗者があつたと報じてゐるが、それはこの部落のことと思われる。

ところが弘治の内乱は、どういう原因から起つたのか明らかでないが、小原、本庄、中村の三氏とも、みな肥後系統の氏族

で、大友配下における家門別からいうと、いわゆる新参衆である。この新参衆や緒方系統の国衆が少し伸しあがると、大友系統の御紋衆としばしば軋轢が起つた。すでに享禄三年（一五三〇）の春にも、この争いで大騒動のあつたことが『九州記』卷之三に氏姓遺恨事として左の如く記されている。

享禄三年春の比、豊府に不慮の騒動こそ出来にけれ。夫を如何にと云に、大友の居城には家人、与力、氏姓の高下、新参、諸代に隨て、夫々に座席の次第、銘々の名字を記置てぞ勤番しける。然所に何者の所為なりけん、大友一族などの帳の面に一々墨を引けり。惣じて一族の筋目を御紋の衆と云。亦往古より当國の素生に、大神、丹波、宇留島、宇佐氏など、是等の末葉を國衆とぞ申ける。亦元祖能直九州下國の砌、扈從て下りし者の後胤を、下り衆とぞ申ける。たがいに其姓氏のよしみをつのりて、疎負を専にすること近代家中の風俗なりけるが、今度御紋衆の名字に墨ぬりし事は、誰人の所業なるらん。國衆の中より妬ましと思ふ族や引ぬらんと、さきやき沙汰しけるが、次第に云萼て、此俗にて指置くものならば、國衆の驕心儘にして、世の末如何有るべきと、若輩の者ども各々腹をすへ兼て、此事を上に訴へ遺恨を晴さんとののしりける。心有老人などは、中々國家の騒たるべしと制する族も多かりけれども、捨置べきに非ずとて、屋形に言上致けり。

義鑑も此事如何あらんと案じ煩ふて、程を歴し處に、爰に藤原氏にて先祖は肥後の国託磨郡を領して居たりし本庄、中村とて有けるが、代々大友家に属し無^ニの志にて忠功をなしにけり。是に依て近年は大友旗本に昵近して、大分の所領をけがし、旗頭として諸侍に下知をなしける。兩人共に府内市町と云所に屋敷を構て居住しけり。此兩人元來他國者なれば、御紋衆よりそねみけるが、先門出せんとて、清田越後守と云若者、手勢二百ばかりにて、本庄但馬守、中村左衛門佐が宿所へ押寄て、闇を作て責入ける。本庄、中村が家人共、思懸なき事なれば周章不斜。去共五十余人駆出て散々に撃合たり。寄手大勢なりければ、取籠られて残りすくなく成にけり。然れども寄手の大将清田が弟七郎左衛門を、本庄が手に討取ぬ。本庄、中村、心はたやすく恩へ共力不及、腹搔切て失にけり。清田は当時の本望を達し、門出吉と悦びて在所を指て引入けり。（下略）

かのように本庄、中村は、以前にも紋衆の清田と抗争しているのである。されば義鑑はこういうことを考慮して、二階崩による臨終の遺言状において、加判衆は六人とし、紋衆を三人、その他の三人は国衆、新参衆から出すべきをいつてゐる。しかる

に弘治二年に至つて、再び抗争を繰返しているのであるが、宗麟の力を以てしても、予めこれを治め得ず、却つて難を臼杵城に避けたほどであつた。

六、賢才の招聘

元龜二年辛未（一五七一）宗麟は京都から才能の士を招いた。鹿苑院の雲間（名は集堯、字は仁恕）の『縷冰集』に曰く、
伝聞、園君（宗麟）以道愛人、施仁發政、故擧時行旅皆欲出於此塗也。名一芸者無不庸也。不亦恢也。案公之行實、迎客
哦詩、携友聯句、祖述韓愈孟郊奴呼島、可風流人物也。傍扁倉醫術。古人云、不為良相、願為良医、用活國之謀者者、相
与医同工異曲乎。

これ実に宗麟の文化人たる一面をよく表わしている。かくて京都から豊後に下向したのは、次の人々であつた。すなわち
『薩藩旧記雜錄』にある元龜二年五月二十一日付宗因の状中に曰く、

今度到豊後久我殿様（宗入）御下向候。紫野和堂様（怡雲）、藥師牧庵（吉田）、狩野源四郎（重信）、民部子（狩野直
信）ニて候。後藤源四郎、三郎四郎子にて候。めいじんそろへ下申候。土佐まで御供申候。

紫野和堂とあるは大徳寺の怡雲宗悦である。怡雲はこれよりさき永祿元年（一五五八）閏六月、朝命を奉じて御即位の資を
徵しに豊後に来たことがある。今回再び豊後に下向のこととなるや、三月二十九日朝廷に御暇乞に参内した（御湯殿上日記）。
時に飛鳥井雅教は怡雲の下向するという聞いて、四月三日宗麟に宛て、左の一書を裁し、怡雲に托送した。

〔大友文書〕大友史料一の二二六頁

遙久絶音間、誠以背本意存候。愚庵（久我宗入）並怡雲和尚御下国候条、一筆令啓入候。何等之御事共御渡候哉。不斷御
床敷耳候。於御前節々御上左申出候事候。御家督（大友義統）御成入之由、尤珍重存候。於京都相応之儀不可有如在候。
為伝奏不得隙、何方へも無音之儀共候。如何様重而自是御礼可申述候。聊取亂書中如何申候哉。恐々謹言。

卯月二日

雅教

大友左衛門督入道殿 玉床下

飛鳥井雅教は宗麟年少のとき蹴鞠の技を教授したことがある。また愚庵（久我前右大臣晴通入道宗入）は將軍足利義昭の使として、豊芸和融を促す為め下向したもので、偶然時期を同じうし、四月三日京都を発足した（言継卿記）。

吉田牧庵は薬師とあるから『大日本人名辞書』の医師派譜を見るに、年代からいようと

吉田宗桂（一五二二—一五七二）吉田光好

の二代と同時代に当つてゐる。しかしこの両人の何れかが、牧庵と称したかどうか不明である。牧庵の名とその交友から推すと、或は吉田機庵（名は宗活、妙心寺の僧庸山に小児医方を修む。寛永十八年十月歿、年五十一。その子を策庵という。）の父ではあるまいか。兎に角その閑歴なお未詳である。

吉田牧庵の下向に対し、三月十四日、雲間は左の詩を送つて、その行色を壯にした（縷氷集）。

万里鯨波掉順風。吟望西爽可掀蓬。前身想是東坡老。四海九州知有公。

また建仁寺の春沢（永恩）も牧庵に、次の詩を餞した。（枯木集）

医国□□易地然。片帆浪静白鷗前。豈山鏡与寒山似。夜々和風到客船。

（備考）雲間は天正二年七月廿八日相国寺の靈泉軒で示寂、年九十二。春沢は天正二年八月十六日寂。両僧とも天龍寺の策彦と道交した。

狩野源四郎は松栄直信の長男で天文十二年正月十三日に生まれ、初め州信、後に重信と改めた。豊後に来たときは二十九歳であつた。のち法印に叙せられ、永徳と号した。

後藤源四郎は三郎四郎の子とあり、金工かと思われるが、未だ調べ出し兼ねている。

以上の人々が豊後に来たことについては、豊後の古書にも年代の記載は少し異なるが、見えてゐるところがある。まず怡雲宗

悦については戸次軍記（巻二）に、「永禄八年の比、九州已に干戈静なりしかば、義鎮洛陽大徳寺の怡雲叟を招き寄せ、彼法に寄依し、禪床に俗夢を醒し」云々とある。また豊鐘善鳴錄（巻四）には、弘治丁巳歳（三年）義鎮、怡雲の芳歟を欽し、大休山寿林寺を臼杵に創め、迎請して住持とした。居ること一年にして帰洛した。永禄の末頃、宗麟再び寿林を以て延請した。怡雲大いに玄化を布き海西を風靡した。宗麟また文珠寺を構え、怡雲を始祖とした。豊後に於ける法嗣として、真寂、笑隱、梅谿、天寂の四人がある。怡雲はのち宗麟の菩提所たる大徳寺内の瑞峰院に住した。宗麟の歿後、天正十五年九月その画像に讚しているのも、以上の如き深き関係によるものであろう。怡雲は天正十七年八月八日示寂、年八十九（一説に七十二）。勅号心燈慈照禪師、勅謚靈源大龍國師という。

狩野源四郎が豊後に来たことは、大友興廢記（巻十一）見山繪の間談之事の條に、「大友宗麟公うすき丹生の島御作事改替られ、出来ののち、洛陽の能画師狩野永徳法印いまだ源四郎といふとき、兄弟ともにめしくだし、御座敷の絵おほせつけらるゝ。」とある。

永徳の父松栄直信も、永禄十二年（一五六九）豊後に來た。すなわち丹青若木集に曰く、「大炊助幹信は法眼に叙せられ、民部卿と号し、のち其の名を改めて直信となす。元信の三男なるも、之を以て嫡子となし、丹青の誉を馳す。中年にして豊後の太友の館に赴き、船中に嚴島を拝し、舟を寄せて社祠に詣で、珍景を詠むるに誠に無双の地なり。俄にして暴雨降り、二三日を経、徒に数日を送る。故に社に詣でたるに拝殿に古板あり、之を新にし、船中にて祈禱の為に羅城門鬼図を画きて神前に備ふ。須臾にして空晴れ、順風意に任せて船を出す。是よりして海路遙かなりと雖も、程なく豊後に着す。早年は父元信の印字を用ひ、のち印字を易へて直信とす。」と出で、嚴島繪馬鑑には、羅城門図、永禄十二年睦月三日、狩野民部丞藤原直信筆とある。（江戸已前日本絵画史四九〇頁）

宗麟は耶蘇会側の記録によると、一五八七年六月十一日（天正十五年五月六日）津久見において病歿したとある。その臨および葬儀の状況については、一五八八年二月二十日（天正十六年正月廿四日）附、伴天連ルイス・フロイスが有馬から耶蘇会總長に送つた書中に、宗麟の側近にいた伴天連ラグナが認めた書翰から、その要領を略記してある。曰く、

われらの善き誠の友であるフランシスコ王（宗麟）は多く難苦を嘗め、特に豊後の破滅に逢つて長く臼杵の城に籠つていた間に、大いに疲労衰弱したことを感じ、平素居住した津久見に行くことに決したが、豊後全国を荒した病（伝染病）を避ける為め、急に出発することができなかつた。王は津久見に着く数日前より熱を發していたが、到着後病勢一層加わり、三日を経て（一五八七年六月十一日—天正十五年五月六日）死した。

彼は帰依したのち常に清き生涯を送つたが、死に臨んで救を受くる兆候を示し、聖儀を授けられて大いにその罪を後悔し、デウスに対し、その上を望む能わざる信心を表した。彼は病中かつて家族および国について語つたことなく、デウス並びに魂に関するのみを思い、予（ラグナ）に対しても屢々その魂のことを願うと言い、既に全く力盡くるに至つても、手を合せて主に祈り、その死する前、彼が心中に深く願つていた世子のキリシタンとなることを許し給うた御恵を謝し、遂に聖徒の如く死したが、彼はデウスの御恵により永久の生命を享樂しているであろうと思う。

予（ラグナ）は直ちにゴンサロ・レベロ及びジョアン・フランシスコの両伴天連を、そのレジデンシヤ（住院）より招いた。当時豈後には他の伴天連または伊留満の居る者なく、みな山口にいたからである。時は夏で日本において最も降雨多き時であり、彼等の来ることは甚だ困難で、河水の増した時には馬と共に泳いで渡る程であつた為め、少なからず危険に瀕した。

われら伴天連三人（ラグナ、レベロ、フランシスコ）と、予と共にいた伊留満二人（ジョアン、ほか一人）と集り、甚だ荘厳なる葬儀を行つた。伴天連、伊留満の不足は、この葬儀に參集した無数の人によつて補われた。當時世子は遠方に居り戦争に従事していた為め、列席することができなかつたが、在国の殿および大身たちはみな参列し、執政ならびに最も頭立

つた殿たちが、甚だ立派に飾つた柩を肩に担ひ、その周囲には十字架の旗多数を立て、その後にジユリヤ（未亡人）とその娘たち一同、並びに無数の人が隨行した。棺台は甚だ立派なもので數段を備え、周囲には金を塗つた蠟燭が甚だ多数立ててあつた。伊留滿ジョアンは王の徳を称讃し、同國ならびに住民の帰依のため、また善政のため、王が絶えず盡したことに対し負う所の多いことを述べて葬式の説教をなしたが、諸人みな感激し大いに満足した。墓所は王の身分に相当した立派なもので、諸人の涙と哀悼の中に埋葬した。

これに對して豊後の記録としては、豐府聞書（巻四）大友義統伝略の中に大体左の如く記されている。

天正十五年五月廿三日（一五八七年六月廿八日）宗麟曰杵丹生島城に卒す。義統家臣に命じて葬礼のことを調べ、その粧美善を盡さしむ。府内の金貌山大智寺を以て大尊師となし、國中の寺院諷経し、國內の四民供奉し、葬礼を津久見浦赤河内の成森において成す。法諭瑞峯院殿休庵宗麟大禪定門。既にして靈屋を營み、石塔を安んず。同年八月（是歲五月閏あり）

三日、義統府内靈形において、大智寺をして宗麟の一百日仏事を修せしむ。

宗麟の歿日を五月二十三日とするは、大友系図、大友家過去帳も同様であつて、仏教による法名は過去帳に「瑞峯院殿前羽林次將左金吾六州太守休庵宗麟大禪定門」とある。しかし天正十五年九月、前大徳寺住怡雲宗悦が宗麟画像に讚してあるのに、「瑞峯院殿瑞峯宗麟大居士」としてあるのが、正確な法名と思われる。

叙上の如くにして宗麟の歿日は、邦曆にして耶蘇会側の記録は五月六日、豊後側の記録は五月二十三日とあつて、そこに十七日のズレがある。このことについて私は、昭和十六年六月発行の臼杵史談第十九号（三一頁）に記述したが、これは如何に解釈すべきものであろうか。耶蘇会側のいう月日は、宗麟の臨終に立会つた伴天連の所記であるから、先ず正確と思われるのに、どうしてこれが五月二十三日となつてゐるかである。想うにわが国には古来喪を秘すという慣例もあるし、殊に宗麟逝去のとき世子義統は、羽柴秀長の部隊に屬して日向に出陣中であつたので、至急これに連絡する必要があり、そして義統の帰国不可能のことがわかつてから、発喪となつた為めであろうか。

最後に宗麟の葬儀は耶蘇会の教義によつて執行されたのであるから、その墓もいわゆるキリシタン墓であつたに相違ない。しかるにこの年六月十九日（陽曆七月廿四日）豊臣秀吉が博多においてキリシタン禁止令を出すや、義統は直ちに仏教徒に復したらしく、従つて義統は宗麟に仏教による法名を附け、その百箇日は府内の大智寺において執行したわけであろう。しかし津久見の宗麟墓はどうなつていたか不明であるが、津久見解脱寺の年代記によると、慶長十九年（一六一四）二月三日焼失したとある。これは同年正月十七日に発令されたキリシタン追放令と、或は暗々裡に何等かの関係をもつものではなかろうか。

（附記）初めの予定では第六項に白杵移居というを置いていたが、これは昭和十一年四月発行の白杵史談第十八号（一一頁）に記載してあるので省略した。

宗 麟 忌

東

浦

追 善 に 金 春 能 や 宗 麟 忌
府 蘭 忌 に 新 茶 を 挽 き て 点 し け り
ザ ビ エ ル の 画 像 も 懸 け て 宗 麟 忌
府 蘭 忌 の 会 衆 そ し る 鶲 哥 か な
ロ 一 マ 字 の 朱 印 も 展 す 宗 麟 忌
府 蘭 忌 や 南 蛮 屏 風 う ち 立 て て
府 内 団 に コ レ ジ ヨ 質 す 宗 麟 忌